

コンテンツ (No.15)

今回は、以下の項目についてご紹介します。なお、以下のお知らせにありますように、次号から China IP News Letter の発行方法が変更になりますので、よろしくお願ひいたします。

- 1．中国知財関係セミナー情報
- 2．知識産権局審判審理促進計画
- 3．新刊案内
- 4．商標審査進行伺ひ
- 5．中国知財関連HPの紹介

>>>>>お知らせ<<<<<<

2000年より、China IP News Letter の配信をクリックインカム (<http://clickincome.net/>) により行うこととしました。これにより、メールの冒頭に広告記事が挿入されることとなりますがご了承下さい。

また、2000年以降発信のバックナンバーについては、クリックインカム上で検索も行えるようになりますのでご利用下さい。

また、2000年以降にメールアドレスの登録、削除を行う際には、(http://clickincome.net/mg_lt/mag/m00002317.html) にてお願ひいたします。

なお、これまで配信を受けていた方については、当方から登録をしておきますので、手続きは不要です。

1．中国知財関係セミナー情報

(1) 模倣品対策セミナー

特許庁は、JETRO、発明協会、不正商品連絡協議会の協力をえて、全国5カ所で模倣品対策セミナーを開催するが、このうち、1月27日の東京でのセミナーでは、住友化学(上海)総経理の津田氏を講師に招き、「中国における模倣品の状況」について講演を行う。

津田氏は、特に農薬の分野において、欧米企業と連携して積極的な不正商品対策を講じており、このような活動状況は他の業界でも非常に参考になるものと考えられる。

本セミナーの概要、連絡先等は以下の通り。

日 時：平成12年1月27日(木) 10:00～17:00

会 場：発明会館地下ホール(港区虎ノ門2-9-14)

定 員：250名

受講料：無料

[プログラム]

- 10:00 特許庁の模倣品対策（特許庁）
- 10:20 中国における模倣品流通の実態とその対策（津田氏）
- 13:00 模倣品流通実態調査の概要（発明協会）
- 13:30 模倣品対策の重要性について（松原 弁理士）
- 15:00 模倣事例パネルディスカッション
- 17:00 （終了予定）

申し込み方法：当日開催会場にて受け付け。（満席なり次第締め切り）

問い合わせ先：発明協会アジア太平洋工業所有権センター 担当：三浦
千代田区霞が関3-4-2 商工会館・弁理士会館 5階

TEL 03-3503-3026 / FAX 03-3503-3239

(2) 中国（工商行政管理局 商標局）知的財産権セミナー

特許庁では、発明協会の協力を得て、2月24日に中国商標局から講師2名を招き、中国の商標法及び実務についての講演会を開催する。Lu 案件指導処長は国家商標局の商標紛争案件監督責任者であり、Gong 審査二処長は日本という商標審査長に相当する実務の責任者である。

本講演会の概要、連絡先等は以下の通り。

日時：平成12年2月24日（木）9:30～17:30（受付開始 8時30分）

場所：発明会館 地下ホール

東京都港区虎ノ門2-9-14 （TEL）03-3502-5499

テーマ：中国商標法の紹介 出願・方式等の実務について

講師：工商行政管理局商標局 案件指導処 処長 Mr. Lu Yangang

工商行政管理局商標局 審査二処 処長 Mr. Gong Jianzhong

会費：無料

その他：講演は中国語（逐次通訳付き）

申込方法：

会社名、所属部署名、参加者名、電話番号及び FAX 番号を記載のうえ FAX にて下記宛に申し込み。定員は300名。

申し込み・問い合わせ先：

（社）発明協会 アジア太平洋工業所有権センター 外国相談チーム

TEL 03-3503-3027

FAX 03-3503-3239

2. 知識産権局審判審理促進計画

知識産権局は今後一層審判請求案件の処理速度を上げ、2000年には実用新案権と意匠権の無効審判請求案件の滞貨をおおむね解消させるとの目標を掲げた。

中国では実用新案権と意匠権が無審査で権利設定されるため、権利侵害訴訟が発生した場合、それらの権利の無効審判が知識産権局に請求されるのが常であった。しかし、現在、実用新案及び意匠権無効審判請求の審理期間が長期化しており、侵害訴訟進行の障害となっていた。

知識産権報等の報道によれば、1999年9月末、知識産権局の復審委員会（日本の審判部に相当）には、1,543件の特許権無効審判事案が未済案件として存在しており、そのうち実用新案と意匠の無効審判事案が1,445件で、全体の94%を占めている。このため、実用新案と意匠の無効審判請求事件を早期処理することが、紛争の早期解決上重要な課題となっていた。

国家知的財産権局は実体審査部門から22名の審査官を復審委員会に異動させて審理処理体制を強化し、1、2年以内に実用新案と意匠に関するすべての無効審判事案を審査し終えるよう計画している。

無効審判請求事案はその多くが権利侵害訴訟に伴い発生し、被告は通常、権利無効を抗弁理由とし、人民法院に訴訟中止の裁定を請求する。北京市第一中級人民法院の統計では、知的財産権庭の設立以来1998年末までに受理した権利侵害事件159件の内、50件について審理が中止され、その90%以上は被告が知識産権局の復審委員会に無効請求を提出したことによるものであった。裁判所の審理が中止された場合、訴訟の審理期間が平均して4年以上になるといわれており、そのうち少なくとも2年から3年の期間が復審委員会の無効審理に要しているといわれている。復審委員会による審判結果では実用新案の無効審判請求事案において、権利無効もしくは一部無効となる比率は60%にも達しており、裁判所が審理する権利侵害事件の中で、相当数が無効審判請求事案の審判の終結に伴い訴訟が終了する結果となっている。このため、復審委員会が実用と意匠について迅速な審理を行うことは、裁判所の審理速度にも大きく影響している。

知識産権局の今回の人員増強は10月8日に実施されており、人員の大幅増により、年間審判件数は1000件余りに達する見込みで、実用新案と意匠の無効審判請求滞貨は2000年末には無くなると予想されている。

なお、審査部門の滞貨については、実用新案と意匠の滞貨はすでになくなっており、申請があれば即座に審査する状況となっている。ただし、発明特許については未審査案件は98年末で7万件もあり、2002年末を目標に処理期間の大幅短縮を実現することとしている。

3. 新刊案内

(1) 「中華人民共和國 商標法律法規 最新編」(工商行政管理局編、工商出版社刊、定価58RMB。ISBN7-80012-492-4/D・91)

これは、1994年～1998年にかけての商標関連の法規集である。商標法実施細則から登録関係、紛争処理関係の各種通知や様式が網羅されているほか、後半の約450頁では日本はじめ欧州、米国等各国の商標法の中文訳が掲載されている。

(2) 「商標管理個案答復精選」(工商行政管理商標局編、經濟管理出版社刊、定価 24RMB。ISBN7-80118-855-1/F・812)

これは 1993 年～1999 年にかけて、地方の工商行政管理商標局から国家工商行政管理商標局に対して照会のあった商標権侵害事件における商標類似の判断の伺いとその回答を中心に 96 の判断事例が掲載されている。

(3) 「商標侵權典型案例評析」(工商行政管理商標局編著、工商出版社刊、定価 22RMB。ISBN7-80012-451-7/D・75)

これには商標侵害案件集で、地方の工商行政管理商標局が取り扱った約 80 の商標権侵害案件が掲載されている。我が国の企業では大幸薬品や三菱電機の案件が掲載されており、このほか外国企業の案件が多数掲載されている。

なお、日本では、このような書籍は、中国図書専門店(例えば、内山書店 tel.03-3294-0671、東方書店 tel.03-3294-1001)を通じて入手可能である。

4. 商標審査進行伺い

工商行政管理商標局では、出願から 1 年半経過しても商標局から何も応答のない出願があった場合には、審査状況の進捗を知らせるサービスを今年 7 月より開始した。このような状況の出願については、出願代理人に依頼して商標局の窓口で申請することにより、審査状況を調査してもらうことができる。

現在の審査状況では、通常の出願は約 1 年半で何らかの応答があるはずあり、異議申立があった場合にはその旨の通知が通達されることとなっている。異議申立があった場合には、異議審査期間として少なくとも 1 年程度を要している模様である。

5. 中国知財関連 HP の紹介

インターネットで取得できる中国の知財情報については、China IP News Letter No.4(1999.1.15)でお知らせしたところですが、最近、登場した以下の 3 つのサイトをご紹介します。

(1) 最高人民法院、蒋志培裁判長の HP <http://www.chinaiprlaw.com/>

このサイトは、中国最高人民法院知識産権庭の蒋志培裁判長の個人的な HP であるが、中文と英文の両方で構成されている。中国の司法における知的財産の保護について、組織機構、法規、判例、論文等様々なジャンル毎に紹介されている。

(2) 「中国知識産権網」<http://www.cnipr.com/>

このサイトは「知識産権」という雑誌を出版している知識産権出版社が開設しているものである。知的財産権全般についての動向や情報が掲載されている。

(3) 「著作権大世界」<http://www.copyinfo.com/cpcn.htm>

このサイトは、文字通り著作権関係の HP で、著作権法上の論点、国家版權局の統計、動向等が掲載されている。英文版は現在準備中のものである。

なお、China IP News Letter No.4(1999.1.15) 他でこれまでに紹介したサイトをまとめると以下の通りである。

- ・ 国家知識産権局・専利局 <http://www.cpo.cn.net/>
- ・ 国家工商行政管理局・商標局 <http://www.saic.gov.cn/>
- ・ 香港知識産権署 <http://www.houston.com.hk/hkgipd/>
- ・ 国家質量技術監督局 <http://www.cqi.gov.cn/>
- ・ 海関総署（中国税関）<http://www.customs.gov.cn/ipr/default.htm>
- ・ 上海専利商標事務所 <http://www.sptl.com.cn/>
- ・ 永新専利商標代理有限公司 <http://www.chinantd.com>
- ・ 北京三友専利代理有限責任公司 <http://www.san-you.com>
- ・ 中国商標専利事務所 <http://www.cntrademark.com>
- ・ 現代中国法ネットワーク <http://web.kyoto-int.or.jp/people/chinalaw/>
- ・ 中国の知的所有権事情 <http://www2s.biglobe.ne.jp/~imamichi/index.htm>
- ・ 中国法関連リンク集 <http://www.kclc.or.jp/china/chlinfo.htm>

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 1999/12/28 号 (N0.15)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

ご意見・ご質問・ご感想、配布の停止、追加等は

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,seki@public.east.cn.net

韓 艶梅,pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 1999 Kazuo Seki, all rights reserved
